身体的拘束を原則として行わないための当院の方針と取り組み

【基本方針】

吉野病院では患者または他の患者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則禁止します。

▶身体的拘束をなくすための具体的な取り組み

＊多職種によるチーム医療の徹底

医師・看護師・薬剤師・理学療法士（リハビリ）・事務などが連携し、身体的拘束の必要性や適した用具であるかの評価や身体的拘束を行わない対応の検討を行います。

＊院内ラウンド

多職種による「身体的拘束最小化チーム」が週1回のラウンドで患者さんの状況を観察し、職員が実施している身体的拘束を行わない工夫を確認します。また、拘束を解除できない理由を複数の視点から見直し、身体拘束の用具が適切に管理されていることを確認します。

用具の一元管理場所：２階旧手術室

＊全職員への継続的な教育・研修

身体的拘束がもたらす弊害を深く理解し、尊厳を守る医療を提供できるよう、定期的に院内研修を開催し、意識の向上を図っています。

▶身体的拘束の実施状況

※実施率は直近３か月の入院料算定日数に占める身体的拘束をした日数の割合

期間（3か月）	病院全体	地域包括	2階病棟	3階病棟
令和8年8月～10月	2.0%	1.5%	2.5%	1.6%
令和8年7月～9月	3.2%	2.3%	4.1%	2.3%

南和広域医療企業団吉野病院